## 資料1

# 市民利用3施設に関する連携・協力の提案に係る取組実績 (道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議が設置したWG会議で取りまとめた提案に係る取組実績)

# ■ 道立市民活動促進センター/札幌市市民活動サポートセンター

### ● 相談業務での連携協力

両センターで、NPO法人の運営問題等の困難事例検討会を設 けることにより、情報共有による相互のスキルアップを図り、特 に、道センターは、道内の中間支援組織への支援強化につなげる。

## ■ NPO法人向け各種研修、セミナー等での連携協力

NPO法人向け事業の実施に当たり、実施時期や内容について 情報共有を行い、特に、市センターは、道センターが蓄積してき たNPO法人向けの研修や相談支援に関するノウハウを活用し、 市内のNPO法人への支援強化を図る。

## 〈相談業務〉

両センター間で、意見交換会を実施し、困難事例等に関する情 報の共有化を図った。

#### 〈各種研修・セミナー〉

両センター間で、意見交換会を開催して、NPO向け事業に係 る実施時期や内容等に関する情報の共有化を図った。また、道内 の中間支援センターの職員を対象とした研修会の内容や道内の中 間支援センターが受けた相談事例を市センターにも提供し、支援 強化を図った。

# ■ 道立女性プラザ/札幌市男女共同参画センター

### ● 相互PRによる連携協力

各々のHPで、相互の施設や事業を紹介する工夫を行い、両施 設の利用者にPRする。

相互のサービスや事業の習熟に努め、双方の案内窓口で、利用 者ニーズに応じた事業紹介を積極的に実施。事業案内チラシ等の 相互配架、利用団体の活動紹介コーナーの相互設置も行う。

#### 〈相互PR〉

相互のHPをリンク付けして相互の施設や事業を紹介する工夫 をした。また、道プラザの機関誌やメルマガで、市主催事業の事 前周知を行った。

相互の施設で事業案内チラシを配架した。また、相互の主要行 事で特設コーナーを設置し、相互の事業を紹介した。

### ● 相談事業での連携協力

両者の相談事業が一覧できる案内方法を各々が工夫し、利便性 を向上。予約や予約変更時に、効果的な運用のための連携を図る。

### 〈相談事業〉

相互の施設において、相互の相談事業が一覧できるよう、案内 方法を工夫した。また、予約や予約変更時に、相互の連携を図っ

# ■ 道立消費生活センター/札幌市消費者センター

## ● 消費生活相談業務での連携協力

悪質業者の新手の手口等が発生した場合は、速やかに、情報を 交換し、両センターでの消費者の苦情相談や事業者に対するあっ せん等に活用。

特に、道センターは、速やかに、全道の消費生活相談窓口(市 町村)に情報提供し道内の消費者被害防止に努める。

## 〈消費生活相談〉

「新手又は極めて悪質な事業者に関する相談」を受けた場合に は、共通ルールにより「全国消費生活情報ネットワークシステ ム」に入力し、迅速な情報の共有化を図った。また、メーリング リストを活用し、全道の消費生活相談窓口へ当該情報の提供を 図った。

## ● 消費者啓発での連携協力

札幌市内で行う消費者向けの啓発や講座等は、消費者センター 担当者間で事前に情報を交換し、相互に、連携・協力して実施す る(4者会議で調整、共催事業やPRの実施)。

## 〈消費者啓発〉

両センターの担当者間で打ち合わせ会議を開催し、啓発講座事 業の実施計画等の情報交換を行った。また、「悪質商法・特殊詐 欺被害撲滅キャンペーン」を市センターと共催した。